

令和3年度
新居浜市債権管理計画

令和3年9月

新 居 浜 市

債権管理基本方針

財源確保で行政サービスを拡充！！

公平・公正を目指すまち 『にいほま』

1 目的

財政の健全化及び市民の信頼に応える公平・公正な行財政運営のために、全庁を挙げて債権管理の適正化を図ることを目的とする。

2 対象

対象となる債権は、市が保有する全ての債権とする。

3 基本方針

- (1) 債権管理に関する事務は、法令、条例等又は契約に基づいて適正に処理する。
- (2) 債権管理に関する事務は、大多数の納期内納付者と一部の滞納者との公平性に留意して、財政上最も市の利益に適合するように処理する。
- (3) 債権管理に関する事務は、数値目標や執行状況等を明確にし、効果効率的な事務手続を行う。
- (4) 債権管理に関する事務は、庁内で危機意識を共有し、管理監督者による徹底した進行管理を行い、問題を先送りしない。
- (5) 債権管理に関する市の情報は、広く市民に公開する。

目次

1	策定の趣旨	1
2	基本的な考え方	1
3	対象となる債権	2
	(1) 対象債権	
	(2) 債権の性質・種類	
4	債権管理の現状と課題	7
	(1) 現状	7
	(2) 令和2年度の状況	7
	(3) 課題	7
5	各債権共通の適正管理と取組	8
	(1) 納付環境の整備・充実	8
	(2) 台帳の整備と初期対応の徹底	8
	(3) 公平性の確保と延滞金等	9
	(4) 納付の指導・交渉	9
	(5) 分割納付の管理	9
	(6) 時効の管理	10
	(7) 徴収緩和制度の運用と債権の整理	10
	(8) 法的措置等の実施と債権回収	11
	(9) 人材の育成	11
6	組織的な債権の適正管理と取組	12
	(1) 滞納整理における進行管理	12
	(2) 目標数値の設定による収入率等の向上	13
	(3) 債権回収状況の公表	13
	(4) 個人情報保護及び滞納者情報の共有	13
	(5) 体制の整備	14
	(6) 債権管理委員会	14

7	債権管理担当課の取組	15
(1)	令和2年度の取組実績	15
(2)	令和3年度の取組計画	15
8	今後の債権管理体制	16

資料編

表1	債権名及び賦課根拠・時効年数等	17
表2-1	滞納債権の収入状況	20
表2-2	歳出返還金の収納状況	25
表3-1	強制徴収債権の収入率の実績及び目標	26
表3-2	重点滞納債権の収入率の実績及び目標	27
表3-3	強制徴収債権の財産調査及び差押えの実績及び目標	28
図1	債権種別ごとの未収額と収入率の推移	29
	参照法令等	30

1 策定の趣旨

本計画は、新居浜市が保有する債権（金銭の給付を目的とする本市の権利。以下同じ。）について、各債権に適用される法令若しくは条例又は契約等の規定に基づき、債権の発生から消滅までの各段階に応じた適正管理と効果・効率的な回収に向けた取組の基本的な考え方を示すもので、更なる収入率の向上と収入未済額の縮減を図り、市民負担の公平性と財政の健全性を確保するため、新居浜市債権管理条例（平成27年条例第34号）第7条の規定に基づき、毎年度策定するものである。

2 基本的な考え方

（1）債権の発生から消滅までの一連の債権の適正管理と効果・効率的な回収業務は、原則債権所管課の通常業務として、主体的に責任をもって対応します。また、自律的かつ持続的な債権管理を実施し、検証し、改善することで、収入未済額（未収債権）の縮減を図ります。

債権管理担当課は、債権所管課と定期的にヒアリングを実施し、債権管理・回収業務の取組に対して、必要かつ適切な助言や支援、全体的な進行管理・調整等の措置を講じます。

（2）債権は、公法上の原因（賦課、行政処分等）に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因（契約等の当事者間の合意）に基づいて発生する「私債権」に大別します。公債権については、滞納が発生した場合に、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、滞納処分することができず裁判所を通じた司法手続により徴収することとなる「非強制徴収公債権」に分類します。

（3）新規滞納（債務不履行）が発生したときは、新居浜市債権管理条例第6条及び同条例施行規則（平成28年規則第21号）第3条の規定による債権管理台帳を整備し、債権担当者の異動や長期不在に際しても円滑に一貫した対応ができるよう継続して実施します。

（4）新規滞納（債務不履行）が発生したときは、速やかに債権の種類に応じた初期対応（督促・催告、納付交渉・納付相談、納付意思確認など）を迅速かつ徹底して行うとともに、法令若しくは条例又は契約等の規定に基づき、債権の各段階に応じた適正な管理と必要な措置を講じます。

(5) 滞納者の資産状況、生活状況等に注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を講じます。

また、納付資力があるにもかかわらず納付に応じない悪質滞納者に対しては、差押え等の滞納処分や訴訟の提起手続による支払督促、強制執行等の法的措置を厳格に実施します。

(6) 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行い、滞納者の状況により法令等の規定に基づいた債権整理の手続を進めます。なお、法令上又は事実上において、徴収不能又は徴収困難であることが明らかな債権を長期に管理せざるを得ない場合は、これらの状況を回避するため、執行停止又は徴収停止、履行期限の延長、債務の免除等の徴収緩和の措置を講じます。

3 対象となる債権

(1) 対象債権

本計画の対象となる債権は、新居浜市が保有する全ての債権とし、その主なものは、表1（17～19ページ）に記載のとおりである。

(2) 債権の性質・種類

ア 性質

(ア) 普通地方公共団体の財産（＝公有財産・物品・債権・基金）である。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条の規定により「普通地方公共団体の財産」の一つとして管理される。

(イ) 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利である。

地方自治法第240条第1項の規定による。

イ 種類（公債権と私債権）

債権は、公債権（公法上の債権）と私債権（私法上の債権）に大別される。

・公法 … 行政（国・普通地方公共団体）と私人との法律関係を規律する法

・私法 … 私人と私人との法律関係を規律する法

① 公債権

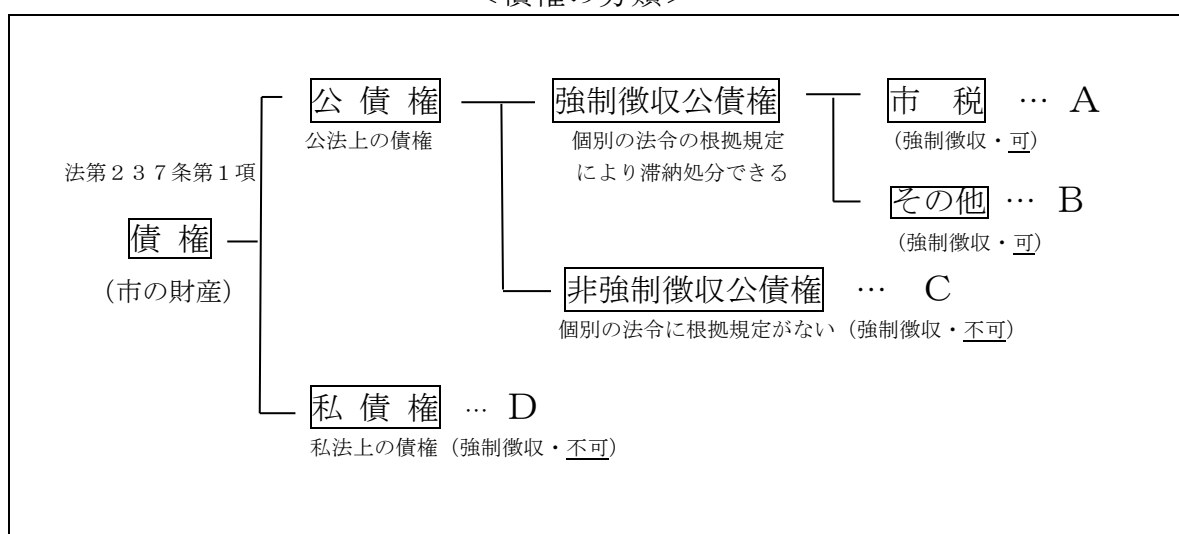
地方自治法第231条の3第1項に規定されている公法上の原因(行政処分)により発生する債権で、債務者はこの処分に対して不服申立てができる。

公債権は、原則5年の時効期間の経過により消滅する。

② 私債権

私法上の原因(契約等の当事者間の合意)により発生する債権で、民事手続において行われる。

<債権の分類>



注 債権の種類(公法上・私法上の判別)は、一定程度の考え方はあるものの、国等から示された明確な基準等はない。各々の地方公共団体が、債権の発生段階において関係法令や契約書の規定、当事者間の法律関係等から、個別具体的に法的解釈をして決定していく必要がある。

水道料金や公立病院の診療費のように、行政解釈上、公債権とされてきたが、最高裁において「私債権」であるとの判決が示され、従来の行政解釈・見解を変更する事案も生じている。

債権の区分・種類が確定するのは、個別具体的に法令に規定されているもののほかは、個々の実態を考慮し、判例等を踏まえながら判断していく必要がある(債権の区分・種類が確定するには、裁判所の判決が今後集積されていくほかはないのが実情である。)

A : 強制徴収公債権(市税)

地方税法の規定に基づき、滞納債権について給与、預貯金、不動産の差押え等の滞納処分により徴収を行うことができる債権

(本市自ら強制徴収できる自力執行権を有する債権)

徴収に当たっては、原則として他の債権に優先して充当される（租税優先の原則）。

市税には、次の種類のものがある。なお、本計画では、これらの市税の合計額を市税の額とする。

- 市税の種類 … ①個人市民税 ②法人市民税 ③固定資産税
④軽自動車税 ⑤市たばこ税 ⑥特別土地保有税
⑦入湯税 ⑧都市計画税

B : 強制徴収公債権（その他 ※市税以外）

個別の法令の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分（強制徴収）することができる債権

（本市自ら強制徴収できる自力執行権を有する債権）

地方自治法第231条の3第3項において、次の債権が規定されている。

①分担金 ②加入金 ③過料 ④法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（＝地方自治法附則第6条各号に掲げるもの、及び個別の法令の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権）

債務者はこの処分に対して不服申立てが可能で、当該公債権は2年又は5年の時効期間の経過により消滅する。

＜強制徴収公債権（その他）の例＞

	債権名	徴収の根拠法令
1	保育所保育料	児童福祉法第56条第7項
2	国民健康保険料	国民健康保険法第79条の2
3	下水道使用料	地方自治法附則第6条第3号
4	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法

C : 非強制徴収公債権

個別の法令に、地方税の滞納処分の例により処分することができる旨の規定がないため、強制徴収できない債権（強制徴収公債権に該当しない債権）

（本市自ら強制徴収できない自力執行権を有しない債権）

調査権限がないことから、納付折衝時に財産状況、給与額、勤務先等を聴き取り、滞納者の生活と財産の状況把握に努めることが肝要である。

＜非強制徴収公債権の例＞

	債権名	徴収の根拠法令
1	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法
2	児童扶養手当返還金	児童扶養手当法
3	し尿処理手数料	新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例第6条

D : 私債権

契約（当事者間の合意）、不法行為、事務管理、不当利得等の私法上の原因により発生する債権で、公債権とは異なり、債務者は不服申立てができない。また、民法又は商法の規定により原則5年の時効期間の経過と債務者による時効の援用によって消滅する。

＜私債権の例＞

	債権名	徴収の根拠法令
1	土地建物貸付料	新居浜市公有財産規則
2	市営住宅家賃・共益費	新居浜市市営住宅条例
3	水道料金	新居浜市水道事業給水条例

＜債権の種類に応じた手続等＞

債権 の種類 手続等	公債権		私債権	
	強制徴収公債権			非強制徴収公債権
	税	その他		
納入の通知	歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。 (法第231条) 私債権にあつては、契約等の内容を確認し調定する。 (令第154条)			
債権の発生	賦課、行政処分等の公法上の原因による。		契約等の私法上の原因による。	
督促	徴税吏員は督促状を発しなければならない。 (地方税法第329条)	納期限までに納付しない者には期限を指定して督促しなければならない。 (法第231条の3第1項) 時効更新の効果あり。	履行期限までに履行しない者には期限を指定して督促しなければならない。 (令第171条)	

督促手数料 及び 延滞金	督促手数料 を徴収しな ければなら ない。 (市税賦課 徴収条例 第 21 条) (地方税法)	条例で定めるところにより徴収 することができる。 (法第 231 条の 3) ↓ 市税賦課徴収条例の例により徴 収するものとする。 (条例第 9 条)		
損害賠償金等 (遅延損害金)				条例第 10 条の規 定により算定し た金額を徴収す るものとする。 (又は民法第 404 条の規定)
回 収 (強制執行 の可否)	強制徴収 (滞納処分) 可 (地方税法 第 331 条 ほか)	強制徴収 (滞納処分) 可 地方税の滞 納処分の例 により処分 できる。 (法第 231 条 の 3 第 3 項 その他個別 法の規定)	強制徴収 (滞納処分) 不可 強制徴収を行う場合は、訴訟の提起等の 司法上の手続が必要 (令第 171 条の 2)	
時 効	原則 5 年 (地方税法 第 18 条) 時効の援用・不要	原則 5 年 (法第 236 条第 1 項 その他個 別法の規 定) 時効の援用・不要	原則 5 年 (法第 236 条第 1 項) 時効の援用・不要	原則 10 年 (短期消滅時効 が適用される ものを除く。) (民法第 167 条 等) 時効の援用 (滞納者の時 効によって利 益を受ける意 思表示)が必 要

注 条例 … 新居浜市債権管理条例 法 … 地方自治法 令 … 地方自治法施行令

4 債権管理の現状と課題

(1) 現 状

市税をはじめ債権の収入未済額は、年々減少傾向にあり、令和2年度決算においては、平成22年度決算（債権管理課の前身となる「債権管理対策室」が設置された年度の決算）と比較して、金額で約12.15億円、率で約62.45%減少している。

市税の収入未済額が減少したことが主な要因と言えるが、強制徴収公債権を中心にほとんどの債権において、収入未済額の減少傾向が見られる。

債権所管課においては、債権管理担当課と定期的にヒアリングを行い、情報の共有化を図り、助言、支援等を受け、毎年度、収入率の目標数値を掲げ、年度末の実績と比較精査し、新たな措置を講じるなど適正な債権管理及び効果・効率的な債権回収に向けて取り組んでいる。

(2) 令和2年度の状況

令和2年度の滞納債権及び歳出返還金の収入状況並びに収入未済額の合計は、表2-1、-2（20～25ページ）に記載のとおりであり、収入未済額の合計は約7.31億円である。これは、令和3年度の各種会計の当初予算総額の合計金額、約902億円の約0.81%に相当する額である。

同表において、収入未済額が5千万円（令和2年度末現在）を超える債権は、次の4債権（全体の約79.7%を占める。）である。

ア 市 税

イ 国民健康保険料

ウ 住宅新築資金等貸付金

エ 生活保護費返還金（徴収金） ※新たに追加

特に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、本市においても市民生活や経済活動をはじめ様々な場面で影響を受けている。

その一方で、特別定額給付金やひとり親世帯への特別給付金の支給により、滞納者から増額しての納付もあった。

(3) 課 題

債権管理担当課においては、各種マニュアルの作成、債権担当者ワーキングチーム（WT）による研修会や新任担当者研修会の開催、債権所管課

との定期的なヒアリングによる債権の進行管理・総合調整、各段階に応じた債権管理の支援等に取り組み、債権所管課においては、債権の発生から消滅までの一連の債権管理業務について、基本的な執行体制の整備が進み、おおむね定着しつつある。

しかしながら、一部の債権所管課においては、①福祉業務や窓口対応が優先的になり、債権の管理・回収業務が十分に行われていない（当該業務に時間が取れない。）こと、②回収を進めるためのノウハウが継承されず、その蓄積がないこと、③債権発生時における初期対応が不十分であること、④債権の法的整理がなされないまま長期間経過しているものがあること、⑤債権担当者任せで組織としてのサポートや管理監督者による進行管理ができていないこと等の点において、債権所管課間で債権の管理・回収の体制整備や取組に差異が生じている。

今後は、債権所管課、特に取組に遅れがある債権所管課にあっては、情報の共有化と債権管理・回収業務の体制整備を図り、組織として対応していく必要がある。

5 各債権共通の適正管理と取組

(1) 納付環境の整備・充実

納付義務者にとって最も利便性が高い口座振替による納付を勧奨するとともに、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォンアプリでの決済による納付について、市HP、広報紙等で広く周知し、納期内納付率の向上に努める。今後においても、納付しやすい環境づくりに努め、費用対効果の観点も踏まえながら、時代に即応した納付環境の整備・充実について検討する。

(2) 台帳の整備と初期対応の徹底

ア 新規滞納（債務不履行）が発生したときは、新居浜市債権管理条例第6条及び同条例施行規則第3条の規定による債権管理台帳を整備し、債権の名称、債務者の氏名、債権金額等の基本的事項をはじめ、納付状況等の債権管理に必要な事項を記載し、最新の内容が確認できるようその管理を的確に行う。

イ 初期対応を迅速かつ的確に実施することが早期の債権回収と収入未済額の縮減に繋がることから、納期限（履行期限）経過後、法令等の規定

に基づき期限を指定して「督促状」を発付する。

また、督促状を発付してもなお納付（履行）されないときは、催告（書面、電話、訪問等）を速やかに実施し、直接、滞納者と接触・交渉を行い早期の納付を求める。また、滞納者の納付が見込めない場合で、保証人を付しているときは、当該保証人に対しても催告を実施する。

特に、非強制徴収債権が過年度滞納となった場合、収入率が極端に低下することや、債権回収を進める中で訴訟の提起等により債務名義を取得する必要があることから、多大な労力と時間、費用を費やすこととなる。

※督促の根拠

- ・公債権 地方自治法第231条の3 行政処分であり、行政不服審査法の対象となる。市自ら滞納処分できる債権においては、滞納処分の前提となる。
- ・私債権 地方自治法施行令第171条 行政処分でない。

（3）公平性の確保と延滞金等

納期限経過後の納付者に対しては、納期内納付者との公平性を保ち、納期内納付を促進するため、例えば公債権にあつては地方税法、新居浜市債権管理条例等の規定に基づき督促手数料、延滞金等を徴収する。これらの延滞金等を減免する場合は、その基準や手続を明確に定め、債権担当者の独自判断によることがないように適切に対応する。

（4）納付の指導・交渉

電話催告や訪問催告を粘り強く実施し、滞納者との接触を行い、滞納の原因や生活実態、所得や財産、納付資力等の状況を的確に把握し、その状況に応じた納付指導を行う。

また、納付交渉は、滞納者の納付（履行）の意思を確認し、滞納処分や強制執行等の段階へ移行するか、徴収の猶予や停止、債務の免除などを行うか判断するためにも、重要な手段となる。

（5）分割納付の管理

納付交渉において、一括納付や月々の返済額の納付が困難（災害、病気、生活困窮等）であるとの申出がある滞納者に対しては、納付指導において把握した個々人の状況を参酌し、納付の実効性向上の観点から、やむを得

ないと認められる場合には、納付計画を立てさせた上で分割納付を適用し、その納付（履行）管理を徹底する。納付計画等に不履行があった場合は、早期対応を徹底して行う。

なお、法令等の規定に基づき徴収猶予や履行延期の特約等（納付期限の延長）の申請又は減免の申請があった場合は、法令等の規定に基づき適正に運用する。

（６）時効の管理

債権の性質に応じて当該債権の時効を厳格に管理し、漫然と時効を迎えることがないようにする。

公債権については、消滅時効期間（原則５年）が経過したときは、滞納者が時効の援用を行わない場合でも消滅し、私債権については、消滅時効期間経過と滞納者の時効の援用により消滅する。

また、状況を判断しながら、債務承認、滞納処分（強制徴収債権）及び強制執行（非強制徴収債権）の法的措置等による時効の更新措置を講じる。

改正民法の施行（令和２年４月１日）後に生じた債権の時効期間は、原則５年となるが、根拠法令の規定や債権が生じた日に応じて期間が異なる場合がある。債権の種類や性質を把握した上で、時効管理を行わなければならない。

主な債権の消滅時効の年数及び根拠法令等は、表１（１７～１９ページ）に記載のとおりである。

※消滅時効の年数

- ・公債権 地方自治法第２３６条第１項
原則５年（他の法律に特別の定めがあるものを除く。）
- ・私債権 民法その他の法律で時効の年数が定められている。
原則５年

（７）徴収緩和制度の運用と債権の整理

市民負担の公平性の観点から、債権の回収強化の取組を原則とするが、個々の状況によっては、滞納者の資産、徴収や訴訟手続に係る費用等を慎重に考慮し、債権の整理手続を検討する。

納入義務者や滞納者について、本人に係る調査や折衝等を通じて、生活困窮、無資力、居所不明等の理由により未収金の回収が困難であると判断された事案については、長期間放置せず法令等の規定に基づき、次に掲げ

る措置を行う。

- ・強制徴収公債権 → 徴収猶予制度・滞納処分の執行停止
- ・非強制徴収公債権 → 徴収停止・履行延期の処分・債権の放棄
- ・私債権 → 徴収停止・履行延期の特約・債権の放棄

なお、債権の放棄を行う場合には、債権所管課（部）で十分に協議し、新居浜市債権管理委員会の審議を経た上で議会に報告することとなる。

（８）法的措置等の実施と債権回収

納付に応じない滞納者に対しては、原則として滞納処分による差押えや裁判所を通じた司法手続による支払督促・強制執行等の法的措置を実施し、債権回収に努める。

ア 強制徴収手続

強制徴収公債権（自力執行権を有する債権）において、地方税法等の定める要件に該当する場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

債権管理担当課は、債権所管課における滞納処分による差押えがスムーズに実施できるよう財産調査・差押えに係る事務処理について積極的に支援を行う。

イ 強制執行手続

非強制徴収公債権及び私債権（自力執行権を有しない債権）において、催告をした後、相当の期間を経過してもなお納付（履行）されないときは、担保権の実行、訴訟手続による履行の請求及び強制執行の措置をとらなければならない。

債権管理担当課は債権所管課におけるこれらの措置に係る事務処理について積極的に支援を行う。

- ※ 地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、同法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として地方公共団体の長に、その行使又は不行使についての裁量はない。（最高裁判例平成16年4月23日）

（９）人材の育成

ア 研修の充実

債権管理・回収には、一定の法務の知識や滞納者との対人折衝技術の習得が求められ、これらを継続・蓄積し、継承していく必要がある。

従来から実施している職場研修や研修機関実施の専門的研修への参加などにより債権担当者のスキルアップに努める。

また、「滞納整理業務マニュアル」、「保証人対応マニュアル」その他のマニュアルを活用し、適正な債権管理と効果・効率的な債権回収を行うことができる人材の育成と、債権所管課の一層の体制整備を図る。

なお、債権所管課の債権担当者が参加し、意見交換、事例研究等を行う債権担当者ワーキングチームによる活動（研修会）は、全庁的な債権管理事務の向上と情報の共有の場となっている。

イ 愛媛地方税滞納整理機構への職員派遣

愛媛地方税滞納整理機構は、県内各市町から移管された税の徴収困難事案の滞納処分を専門的に実施する機関で、各市町から職員を受け入れ、当該職員の滞納処分に係る知識・技能の習得に取り組んでいる。

本市からも定期的に職員を派遣している。

6 組織的な債権の適正管理と取組

(1) 滞納整理における進行管理

滞納整理における進行管理とは、全体の現状分析から全体計画の目標値を設定し、その目標値達成に向けて一つ一つの事案をいかに効率的に完結に導いていくか、その判断と行動を繰り返していく一連の事務の流れである。

ア 強制徴収債権の進行管理

統括責任者（課長）は目標数値計画・事務運営計画を策定し、管理監督者（副課長・係長）はこの目標数値達成に向けた年間計画・月間計画等を策定する。

これらの内容を債権担当者（係員）に伝え、債権担当者は目標数値達成に向けて個々の事案を処理する。その結果を毎月の進行管理会議や係会で意識統一・情報共有し、更に各々の事案の目標数値・計画の見直しに活用する。

徴収困難や重要な事案については、管理職ヒアリングを行い、組織的に対応する。

このように、統括責任者、管理監督者及び債権担当者は、それぞれの

立場に応じて進行管理を行うことにより、債権所管課（部）の責任において滞納整理を進める。

イ 非強制徴収債権の進行管理

滞納額、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況、滞納理由及び納付意思等を勘案し、効果・効率的な債権回収方法を選択する。

なお、責任の所在を明確にするため担当者制を原則とするほか、所管債権の状況に応じ、回収業務は債権所管課全体の業務として定期的に課内会や係会等を実施し、前年同期の収入率との比較により、滞納整理事務の迅速な軌道修正を行う。

また、債権ごとに異なる消滅時効期間も勘案の上、重点滞納事案については、管理職ヒアリングを実施するなど滞納整理の年間スケジュール等を策定し、適正な進行管理を実施する。

(2) 目標数値の設定による収入率等の向上

収納実績を向上させるために収入率等の目標数値を具体的に設定し、債権所管課において、毎年度の目標数値の達成に努める。

目標数値に達しなかった場合又は達した場合においても、その内容を比較精査し、その要因を探求することにより、次年度以降の目標数値設定に活用する。

(3) 債権回収状況の公表

市の財政の健全化に向けた取組について、市民への説明責任と理解を得るため、債権管理の状況、未収債権の回収計画・回収状況（差押えや訴訟の件数・収入率等の目標数値や実績）等を積極的に公表する（表3-1、-2、-3（26ページ～28ページ）に記載のとおり。）。

(4) 個人情報の保護及び滞納者情報の共有

ア 個人情報の保護

債権管理業務は、秘密性の高い市民の個人情報を取り扱う業務であり、地方公務員法や地方税法等には情報漏えい、窃用に対する罰則規定がある。このことから、滞納者の資産状況等の把握や債権間の連携など債権回収の促進に当たっては、個人情報の保護、守秘義務等に十分に留意する。

イ 強制徴収債権滞納者の情報共有

強制徴収債権の滞納者の情報については、各債権の徴収事務において調査権限が与えられていることから、情報の収集・共有について法的問題は生じない。よって情報交換会の開催や直接の聞き取り等により、庁内での積極的な情報の共有を図る（平成19年3月総務省通知参照）。

ウ 非強制徴収債権滞納者の情報収集

非強制徴収債権の滞納者の情報については、根拠法令に調査権限の規定がないことから、安易に情報の収集・共有することはできないため、契約の締結時や分割納付誓約時に本人の同意書を徴取し、債務不履行があった場合に速やかに情報収集ができる準備を行う。

情報を保有する課は、同意書を根拠に債権所管課から情報提供の依頼があった場合には、関係法令や条例の規定に抵触しない範囲において、債権回収業務に協力する。

（5）体制の整備

債権管理・回収業務の全庁的な進行管理、助言や支援、研修等の業務は、債権管理担当課が行っている。

また、滞納債権の発生から消滅までの一連の債権の適正な管理及び効果・効率的な回収業務は、債権所管課の通常業務として、主体的に責任をもって対応していく。

債権所管課における担当職員は、人事異動等により交代することから、各種マニュアル等を作成し、個々人のスキルアップとその継承に努めているが、各債権所管課における債権の内容や状況には大きな隔たりがあり、特に新任担当者が早期に対応することは難しい。

このことから、全庁的な債権管理・回収業務について助言や支援を債権管理担当課が行っているが、一連の債権管理・回収業務は債権所管課の日常業務であり、債権所管課においては、担当者任せにすることなく、当該所管課の問題として、体制整備の確立と情報の共有化を図る必要がある。

（6）債権管理委員会

債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、副市長を委員長とする新居浜市債権管理委員会を設置し、債権管理の総括、組織及び体制の整備、重要事項の方針決定、

債権の放棄に関すること等について審議を行っている。

7 債権管理担当課の取組

(1) 令和2年度の実績

ア 令和2年度収入率目標値等の公表

令和2年度新居浜市債権管理計画に、強制徴収債権及び重点滞納債権等の令和元年度実績並びに令和2年度における目標値を掲載した。

個別債権の実績値及び目標値を掲げ公表することにより、債権所管課の滞納処分や債権管理に対する意識の向上を図った。

なお、令和2年度実績値及び令和3年度以降の目標値については、表3-1、-2、-3（26～28ページ）に記載のとおりである。

イ 重点滞納債権への支援

債権管理委員会において、特に債権回収に向けた早急な対応が必要と判断し、重点滞納債権に指定された債権（表3-2）を中心に、ヒアリングを密にし、納付交渉に同行・同席する等、債権所管課での滞納整理に対し積極的に支援を行った。

ウ 債権担当者ワーキングチーム（WT）の運営

「収納責任は、原課にある。」が大原則である。しかし、債権所管課においては、人事異動による債権担当者の交代や、専任の債権担当者がいないことから、債権管理のスキルや経験の蓄積に困難を要する場合がある。債権所管課の債権担当者が相互に意見交換や研修を行うことにより、担当者個人及び債権所管課のスキルアップを図ることを目的に、平成30年度に債権担当者WTを創設した。

強制徴収債権と非強制徴収債権では回収方法が異なることから、強制系WTと非強制系WTの2チームを設置し、令和2年度は延べ17回研修会を実施し、債権回収事務に関する基礎知識の習得や、高額・困難事案に対する対応方法の検討及び意見交換等を行い、債権担当者のスキルアップ及び債権所管課の徴収に対する基礎的知識の向上を図った。

(2) 令和3年度の取組計画

ア 令和3年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、令和2年度決算についての検証を行い、令

和3年度決算に向けては、強制徴収債権及び重点滞納債権の令和5年度までの個別収入率等目標値を公表し、市全体の収入率向上に繋げる。

イ 重点滞納債権への支援及び法的措置の実施等

債権管理委員会において、特に債権回収に向けた早急な対応が必要と判断され、重点滞納債権に指定された債権（表3-2）を中心に、債権管理担当課と債権所管課とがヒアリングを密にし、納付交渉に同行・同席する等、債権所管課での滞納整理に対し積極的に支援していくとともに、非強制徴収債権については、令和2年度に策定したマニュアルの周知・活用を図り、債権管理の適正化・標準化を推進する。また、法的措置が必要と判断された事案については、債権所管課と連携して債権回収に向けた訴訟の提起等の事務を進めていく。

8 今後の債権管理体制

市民負担の公平性と健全財政を維持していくためには自主財源を確保し、それを充実していくことは、地方分権が一層推進される地方公共団体において必要不可欠な取組である。

債権を適正に管理し、効果・効率的に回収することは、公金の収納額及び収入率を向上させ、公平性及び財源の確保に繋がるものと考えられる。回収努力を怠り、不当に不納欠損したり、厳格な管理を怠り安易に時効により消滅させることがないように債権所管課全体の課題として適正に管理する必要がある。

平成28年4月に債権管理条例が施行され、債権所管課における債権の管理・回収業務も基本的な事項については一定の水準に達している状況から、債権管理担当課の所掌事務は縮小しつつある。このような状況を踏まえ、全庁的な組織機構の見直しの中で存続意義が検討されることとなる。

今後においては、債権所管課における自律的かつ持続的な債権管理を推進するとともに、収入未済額（未収債権）の縮減に努めることとする。

債権の適正な管理及び効果・効率的な回収は、原則、組織の課題であると認識し、債権所管課が自主的に取り組んでいくものとする。

表1 債権名及び賦課根拠・時効年数等

種別	債権名	賦課根拠法令	強制徴収根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
A	市税	地方税法第2条ほか 新居浜市税賦課徴収条例	地方税法第329条ほか	5年	地方税法第18条	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制徴収根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
B	保育所保育料	(公立)子ども子育て支援法第27条第1～8項 (私立)子ども・子育て支援法附則第6条第4項 新居浜市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	(公立)児童福祉法第56条第7項 (私立)子ども・子育て支援法附則第6条第7項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	児童扶養手当返還金 (不正請求分)	児童扶養手当法第23条	児童扶養手当法第23条	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	介護保険料	介護保険法第129条 新居浜市介護保険条例	介護保険法第144条	2年	介護保険法第200条第1項	不要
B	国民健康保険料	国民健康保険法第76条 新居浜市国民健康保険条例	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律第104条 新居浜市後期高齢者医療に関する条例	高齢者の医療の確保に関する法律第113条	2年	高齢者の医療の確保に関する 法律第160条第1項	不要
B	診療報酬返還金(一般・退職) (不正請求分)	国民健康保険法第65条	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法第63条生活保護法第77条の2第1項、第78条第1項	生活保護法第77条の2第2項、第78条第4項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	下水道事業受益者負担金等	(負担金)都市計画法第75条第1項 (分担金)地方自治法第224条 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例	(負担金)都市計画法第75条第5項 (分担金)地方自治法第231条の3第3項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	下水道使用料	下水道法第20条 新居浜市下水道条例	地方自治法第231条の3第3項 (附則第6条第3号)	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	土地区画整理事業清算金	土地区画整理法第110条第1項 新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例	土地区画整理法第110条第5項	5年	土地区画整理法第42条第1項	不要
B	道路占用料	道路法第39条 新居浜市道路占用料条例	道路法第73条第3項	5年	道路法第73条第5項	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
C	行政財産使用料	地方自治法第238条の4第7項 新居浜市行政財産使用料条例	地方自治法第240条第2項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
C	生活保護費返還金、徴収金	生活保護法第63条、第78条	〃	5年	〃	不要
C	特別障がい者手当過誤支給分	民法第703条 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	〃	5年	〃	不要
C	児童扶養手当返還金	民法第703条 (児童扶養手当法)	〃	5年	〃	不要
C	児童手当返還金	民法第703条 (児童手当法)	〃	5年	〃	不要
C	子ども手当返還金	民法第703条 (平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律)	〃	5年	〃	不要
C	別子保育園使用料	地方自治法第225条 新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例	〃	5年	〃	不要
C	老人ホーム費負担金	老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号 老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則	〃	5年	〃	不要
C	し尿処理手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条	〃	5年	〃	不要
C	平尾墓園管理料	新居浜市墓地条例第11条	〃	5年	〃	不要
C	幼稚園保育料	地方自治法第225条 新居浜市立幼稚園保育料徴収条例	〃	5年	〃	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
D	土地建物貸付料	地方自治法第238条の5第1項 新居浜市公有財産規則第19条	地方自治法第240条第2項	5年	民法第166条第1項	要
D	災害援護資金貸付金	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条 新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条	〃	5年	民法第166条第1項	要
D	重度心身障害者医療費返還金	民法第703条 (新居浜市重度心身障害者医療費助成条例)	〃	5年	民法第166条第1項	要
D	ひとり親家庭医療費返還金	民法第703条 (新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例)	〃	5年	民法第166条第1項	要
D	子ども医療費返還金	民法第703条 (新居浜市子ども医療費助成条例)	〃	5年	民法第166条第1項	要
D	母子及び父子家庭 小口資金貸付金	新居浜市母子家庭及び父子家庭小口資金貸付金貸付事業実施要綱 (民法第587条)	〃	5年	民法第166条第1項	要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
D	老人短期保護費納付金	新居浜市高齢者ショートステイ事業実施要綱 (老人福祉法)	地方自治法第 240 条第 2 項	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	診療報酬返還金 (一般・退職) (不当利得金)	民法第 703 条 (国民健康保険法)	〃	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	要
D	高額療養費返納金 (一般・退職) (不当利得金)	民法第 703 条 (国民健康保険法)	〃	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	要
D	第三者納付金 (一般・退職)	国民健康保険法第 64 条第 1 項 (民法第 710 条・第 722 条)	〃	5 年	民法第 724 条の 2	要
D	旧老人保健事業特別会計 診療報酬返還金 (不当利得金)	民法第 703 条 (老人保険法)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	国保特定健康診査検診料返還金	民法第 703 条 (高齢者の医療の確保に関する法律)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	住宅新築資金等貸付金	新居浜市住宅新築資金等貸付条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	下水道事業協力金 ・早期利用寄附金	新居浜市公共下水道認可区域外における汚水管布設要綱 (民法 553 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	簡易水道使用料	新居浜市別子山簡易給水施設条例第 19 条 (民法第 555 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	市営住宅家賃	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第 22 条	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	市営住宅共益費	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第 27 条	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	放課後児童クラブ利用料	児童福祉法 新居浜市放課後児童健全育成事業実施要綱	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	損害賠償金	和解書 (民法第 709 条、第 695 条)	〃	5 年 (5 年)	民法第 166 条第 1 項 (民法第 724 条の 2)	要
D	奨学資金貸付基金貸付金	新居浜市奨学資金貸付基金条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	青野記念奨学基金貸付金	新居浜市青野記念奨学基金条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	特別奨学基金貸付金	新居浜市特別奨学基金条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	しらうめ入学準備金貸付基金貸付金	新居浜市入学準備金貸付基金条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	水道料金	新居浜市水道事業給水条例第 23 条 (民法第 555 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要

※ D債権の時効年数は令和 2 年 4 月 1 日の改正民法施行後の年数を記載しているが、それ以前に生じた債権については根拠となる法律により時効年数が異なる。

表 2-1 滞納債権の収入状況 (令和 2 年度)

(単位：千円)

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
市 税	(資産税課)	現年度	19,405,996	19,229,167	6,066	170,763	99.09	-0.35	205
	(市民税課)	滞納繰越	330,307	102,109	61,659	166,539	30.91	2.11	2
	(収税課) 市 税	計	19,736,303	19,331,276	67,725	337,302	97.95	-0.20	208
強 制 徴 収 公 債 権	(子ども保育課)	現年度	236,718	235,144	0	1,574	99.34	-0.06	0
	保 育 所 保 育 料	滞納繰越	6,373	1,984	1,096	3,293	31.13	-19.38	0
		計	243,091	237,128	1,096	4,867	97.55	-0.83	0
	(介護福祉課)	現年度	2,544,240	2,531,541	0	12,699	99.50	0.16	1,262
	介 護 保 険 料	滞納繰越	35,625	16,398	7,138	12,089	46.03	7.52	0
		計	2,579,865	2,547,939	7,138	24,788	98.76	0.37	1,262
	(国保課)	現年度	1,835,244	1,763,214	0	72,030	96.08	0.87	943
	国 民 健 康 保 険 料	滞納繰越	137,143	73,917	18,972	44,254	53.90	9.70	0
		計	1,972,387	1,837,131	18,972	116,284	93.14	1.58	943
	(国保課)	現年度	1,298,713	1,296,484	0	2,229	99.83	0.05	1,087
	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	滞納繰越	6,499	3,904	738	1,857	60.07	-2.77	1
		計	1,305,212	1,300,388	738	4,086	99.63	0.14	1,088
	(生活福祉課)	現年度	34,045	25,950	0	8,096	76.22	6.30	0
	生 活 保 護 費 返 還 金 徴 収 金	滞納繰越	2,696	2,292	0	405	85.00	-9.66	0
		計	36,742	28,242	0	8,500	76.87	4.58	0
	(企業総務課)	現年度	40,562	40,040	0	522	98.71	0	0
	下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金	滞納繰越	885	327	70	488	37.00	3.30	0
		計	41,447	40,368	70	1,009	97.40	-0.06	0
	(企業総務課)	現年度	10,483	10,426	0	56	99.46	1.84	0
	下 水 道 事 業 区 域 外 流 入 分 担 金	滞納繰越	215	0	0	215	0.00	-19.78	0
	計	10,697	10,426	0	271	97.47	0.56	0	
(企業総務課)	現年度	1,449,833	1,447,337	0	2,497	99.83	0.06	0	
下 水 道 使 用 料	滞納繰越	10,093	2,131	1,679	6,283	21.11	-10.89	0	
	計	1,459,926	1,449,467	1,679	8,780	99.28	0.14	0	
強 制 徴 収 公 債 権	現年度	7,449,838	7,350,136	0	99,702	98.66	0.22	3,291	
	滞納繰越	199,529	100,953	29,693	68,883	50.60	6.96	1	
小 計	計	7,649,367	7,451,089	29,693	168,586	97.41	0.51	3,293	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
非 強 制 徴 収 公 債 権	(生活福祉課) 生活保護費 返還金 徴収金	現年度	6,482	2,115	0	4,366	32.64	-48.22	0
	滞納繰越	43,985	979	1,133	41,873	2.23	0.63	0	
	計	50,467	3,094	1,133	46,240	6.13	-15.14	0	
	(子育て支援課) 児童扶養 手当返還金	現年度	1,714	1,499	0	215	87.48	-12.52	0
	滞納繰越	2,647	741	0	1,907	27.97	12.14	0	
	計	4,361	2,239	0	2,121	51.36	32.17	0	
	(環境保全課) し尿処理 手数料	現年度	4,107	4,061	0	45	98.90	-0.50	0
	滞納繰越	33	31	0	2	93.59	12.25	0	
	計	4,140	4,093	0	47	98.86	-0.36	0	
	(環境保全課) 平尾墓園 管理料	現年度	7,037	6,930	0	108	98.47	0.30	0
	滞納繰越	124	107	0	17	86.00	-	0	
	計	7,161	7,036	0	125	98.26	0.09	0	
	(建築住宅課) 市営住宅 家賃 (~H26年度分)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
	滞納繰越	5,112	1,440	1,448	2,223	28.17	6.64	0	
	計	5,112	1,440	1,448	2,223	28.17	6.64	0	
	(建築住宅課) 市営住宅 共益費 (~H26年度分)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
	滞納繰越	3,284	1,042	305	1,937	31.74	15.47	0	
	計	3,284	1,042	305	1,937	31.74	15.47	0	
	非強制徴収 公債権 小計	現年度	19,339	14,606	0	4,734	75.52	-13.15	0
	滞納繰越	55,185	4,339	2,886	47,960	7.86	1.07	0	
	計	74,525	18,945	2,886	52,694	25.42	-5.23	0	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
私 債 権	(管財課) 土地建物 貸付料	現年度	16,790	16,320	0	470	97.20	-0.70	0
		滞納繰越	2,688	993	0	1,696	36.92	14.77	0
		計	19,478	17,313	0	2,165	88.88	9.71	0
	(地域福祉課) 災害援護資金 貸付金	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	14,327	1,380	0	12,947	9.63	0.75	10
		計	14,327	1,380	0	12,947	9.63	0.75	10
	(子育て支援課) ひとり親 家庭 医療費返還金	現年度	39	39	0	0	100	4.97	0
		滞納繰越	456	202	0	254	44.37	39.09	0
		計	495	242	0	254	48.80	31.88	0
	(国保課) 診療報酬 返還金 (一般・不当)	現年度	1,907	524	0	1,383	27.47	-25.22	0
		滞納繰越	1,611	699	0	912	43.40	39.41	0
		計	3,518	1,223	0	2,295	34.76	4.20	0
	(国保課) 高額療養費 返納金 (一般・不当)	現年度	2,659	2,234	0	425	84.03	-15.97	0
		滞納繰越	381	77	0	304	20.23	13.25	0
		計	3,039	2,311	0	728	76.04	26.32	0
	(国保課) 第三者 納付金 (退職)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	480	15	0	465	3.12	-1.83	0
		計	480	15	0	465	3.12	-1.83	0
(人権擁護課) 住宅新築資金等 貸付金	現年度	248	0	0	248	0	0	0	
	滞納繰越	137,454	7,424	1,501	128,530	5.40	-1.07	0	
	計	137,703	7,424	1,501	128,778	5.39	-1.06	0	
(建築住宅課) 市営住宅 家賃 (H27年度分～)	現年度	275,043	273,792	0	1,250	99.55	0.85	0	
	滞納繰越	13,763	5,938	0	7,825	43.15	-2.51	0	
	計	288,806	279,730	0	9,075	96.86	1.57	0	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
私 債 権	(建築住宅課) 市営住宅 共益費 (H27年度分～)	現年度	31,293	30,770	0	523	98.33	1.37	0
		滞納繰越	4,095	1,995	0	2,100	48.71	16.90	0
		計	35,389	32,765	0	2,624	92.59	4.29	0
	(建築住宅課) 市営住宅 駐車場使用料	現年度	1,762	1,754	0	9	99.50	0.15	0
		滞納繰越	11	11	0	0	100	0	0
		計	1,773	1,765	0	9	99.50	0.14	0
	(学校教育課) 放課後 児童クラブ 利用料	現年度	37,358	37,358	0	0	100	0	0
		滞納繰越	89	21	0	68	23.73	-4.32	0
		計	37,446	37,379	0	68	99.82	0.04	0
	(学校教育課) 損害賠償金	現年度	0	0	0	0	0	0	0
		滞納繰越	790	750	0	40	94.94	70.18	0
		計	790	750	0	40	94.94	70.18	0
	(学校教育課) 奨学資金 貸付基金 貸付金	現年度	5,504	5,181	0	323	94.13	3.10	0
		滞納繰越	2,492	1,231	0	1,261	49.40	11.96	0
		計	7,996	6,412	0	1,584	80.19	7.32	0
	(学校教育課) 青野記念 奨学基金 貸付金	現年度	506	454	0	51	89.87	-1.90	0
		滞納繰越	111	60	0	51	54.15	0.14	0
		計	616	514	0	102	83.45	-1.82	0
	(企業総務課) 水道料金	現年度	1,624,157	1,622,213	0	1,944	99.88	0.05	0
		滞納繰越	12,958	2,242	1,742	8,974	17.30	-0.23	0
		計	1,637,115	1,624,455	1,742	10,918	99.23	0.12	0
私債権計 小	現年度	1,997,267	1,990,640	0	6,627	99.67	0.14	0	
	滞納繰越	191,705	23,037	3,243	165,425	12.02	-0.44	10	
	計	2,188,972	2,013,677	3,243	172,052	91.99	0.99	10	
合 計	現年度	28,872,440	28,584,549	6,066	281,826	99.00	-0.18	3,497	
	滞納繰越	776,727	230,438	97,482	448,807	29.67	2.71	14	
	計	29,649,167	28,814,986	103,547	730,633	97.19	0.08	3,510	

- 注1 記載の数字は、千円単位で記載しており、端数については四捨五入しているため、合計が一致しない部分がある。
- 注2 数字は令和2年度決算の数値であるが、次の科目については、滞納債権を明確にするため、決算書の金額から担当課分を抽出しているため、決算書の金額とは異なっている。(債権名を網掛け済)
- 1) **保育所保育料**：一般会計の「児童福祉施設費負担金」のうち、私立保育所保育料分を抽出したものと、「公立保育所使用料」を合算したものを掲載している。
 - 2) **生活保護費徴収金（不正受給関係）**：一般会計の「雑入」のうち、生活保護費徴収金分で、平成26年7月以降に支給された生活保護費に係る生活保護法第78条の規定に基づく徴収金及び平成30年10月以降に支給された生活保護費に係る同法第63条の規定に基づく返還金のうち、同法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金として返還請求を行ったものを抽出している。
 - 3) **生活保護費返還金・徴収金**：一般会計の「雑入」のうち、生活保護費返還金及び、徴収金（上記の不正受給関係を除く。）分を抽出している。
 - 4) **児童扶養手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、児童扶養手当返還金分を抽出している。
 - 5) **子ども手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、子ども手当返還金分を抽出している。
 - 6) **し尿処理手数料**：一般会計の「し尿処理手数料」のうち、し尿処理手数料を抽出している。
 - 7) **土地建物貸付料**：一般会計の「土地建物貸付収入」のうち、私有財産管理担当課管理分を抽出している。
 - 8) **ひとり親家庭医療費返還金**：一般会計の「民生医療費納付金」のうち、ひとり親家庭医療費返還金分を抽出している。
 - 9) **診療報酬返還金（一般・不当）**：国民健康保険事業特別会計の「（一般被保険者）返納金」のうち、診療報酬返還金分で民法第703条の不当利得に該当するものを抽出している。
 - 10) **高額療養費返納金（一般・不当）**：国民健康保険事業特別会計の「（一般被保険者）返納金」のうち、高額療養費返納金分を抽出している。
 - 11) **損害賠償金**：一般会計の「損害賠償負担金」のうち、損害賠償金分を抽出している。
 - 12) **水道料金・下水道使用料**：公営企業会計の水道料金・下水道使用料については、他の会計と同様の出納整理期間を想定し、3月末決算に翌年度の4/1～5/31の収入額を加味した額で算定している。
- 注3 市営住宅家賃・市営住宅共益費に関しては、平成26年度調定分まで非強制徴収公債権に分類し、平成27年度調定分から私債権に分類する。

表 2 - 2 歳出返還金の収納状況 (令和 2 年度)

(単位: 千円)

種別	債権名	返還決定額	返還済額	不納欠損額	返還未済額	収入率(%)	前年比(%)
歳 出 返 還 金	生活保護費	11,266	10,201	0	1,065	90.55	-9.45
	児童扶養手当	2,166	2,166	0	0	100	20.00
	児童手当	0	0	0	0	-	-
	ひとり親家庭医療費	51	51	0	0	100	-
	診療報酬 (一般)	2,355	964	0	1,391	40.93	-31.34
	高額療養費 (一般)	691	213	0	478	30.88	-69.12
	合計	16,530	13,596	0	2,934	82.25	-14.45

注 1 歳出返還金とは、令和 2 年度中に支出したもののうち錯誤等の事由により過誤払となり、当該支出費目経費に戻入しなければならないものである。よって、歳出返還金については、会計上歳入扱いとはならない。歳出返還金の未収額については、出納閉鎖後は、改めて現年度の歳入として管理することになる（地方自治法施行令第 159 条・第 160 条関係）。

注 2 記載の数字は、千円単位で記載しており、端数については四捨五入しているため、合計が一致しない部分がある。

表 3-1 強制徴収公債権の収入率の目標値及び実績値 (単位：%)

債権名	区分	R1 年度	R2 年度		R3 年度	R4 年度	R5 年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
市税	現年度	99.44	99.45	99.09	99.36	99.44	99.44
	滞納繰越	28.80	27.00	30.91	51.00	30.91	30.91
	計	98.15	98.22	97.95	98.53	98.54	98.56
介護 保険料	現年度	99.34	99.40	99.50	99.55	99.55	99.55
	滞納繰越	38.51	38.60	46.03	47.00	47.00	47.00
	計	98.39	98.67	98.76	99.10	99.20	99.26
保育所 保育料	現年度	99.40	99.40	99.34	99.40	99.40	99.40
	滞納繰越	50.51	40.00	31.13	40.00	40.00	40.00
	計	98.38	97.86	97.55	98.19	98.30	98.63
国民健康 保険料	現年度	95.21	95.00	96.08	95.00	95.30	95.30
	滞納繰越	44.20	36.00	53.90	45.00	47.00	47.40
	計	91.56	90.66	93.14	91.87	91.87	91.87
後期高齢者 医療保険料	現年度	99.78	99.70	99.83	99.75	99.75	99.75
	滞納繰越	62.84	62.00	60.07	60.10	60.10	60.10
	計	99.49	99.50	99.63	99.62	99.62	99.62
下水道事業 受益者 負担金	現年度	98.71	99.70	98.71	99.70	99.70	99.70
	滞納繰越	33.70	40.30	37.00	40.30	40.30	40.30
	計	97.46	98.19	97.40	98.71	99.03	99.03
下水道事業 区域外 流入分担金	現年度	97.62	99.80	99.46	99.80	99.80	99.80
	滞納繰越	19.78	47.94	0	48.03	47.93	47.93
	計	96.91	99.38	97.47	99.49	99.54	99.54
下水道 使用料	現年度	99.77	99.61	99.83	99.84	99.85	99.86
	滞納繰越	32.00	26.66	21.11	23.00	23.10	23.20
	計	99.14	99.06	99.28	99.38	99.48	99.56

表3-2 重点滞納債権の収入率の目標値及び実績値 (単位：%)

債権名	区分	R1年度	R2年度		R3年度	R4年度	R5年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
土地建物 貸付料	現年度	97.90	98.10	97.20	99.00	99.50	100
	滞納繰越	22.15	41.99	36.92	25.18	9.24	17.65
	計	79.17	90.52	88.88	90.44	90.44	92.09
災害援護 資金貸付金	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	8.88	8.69	9.63	10.81	12.12	13.80
	計	8.88	8.69	9.63	10.81	12.12	13.80
生活保護費 返還金 徴収金	現年度	76.69	100	69.25	75.20	75.20	75.20
	滞納繰越	3.56	1.70	7.01	14.96	10.71	9.86
	計	28.65	31.18	35.93	31.08	29.00	28.78
児童扶養 手当返還金	現年度	100	70.00	87.48	88.00	89.00	90.00
	滞納繰越	15.83	16.00	27.97	28.00	29.00	30.00
	計	19.19	18.00	51.36	47.22	51.67	56.32
住宅新築 資金等 貸付金	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	6.47	2.96	5.40	3.39	3.69	3.64
	計	6.45	2.95	5.39	3.39	3.69	3.64
市営住宅 家賃	現年度	98.70	98.00	99.55	99.60	99.65	99.70
	滞納繰越	38.11	35.00	39.09	40.00	40.50	41.00
	計	93.19	94.13	95.66	97.19	98.07	98.67
市営住宅 共益費	現年度	96.96	97.00	98.33	98.50	98.60	98.70
	滞納繰越	22.82	30.00	41.15	40.50	40.50	40.50
	計	77.18	83.60	87.42	91.10	93.52	95.16
奨学資金 貸付基金 貸付金	現年度	91.03	92.74	94.13	94.09	94.22	94.38
	滞納繰越	37.44	41.09	49.40	49.49	49.51	49.64
	計	72.87	72.90	80.19	80.77	83.45	85.08

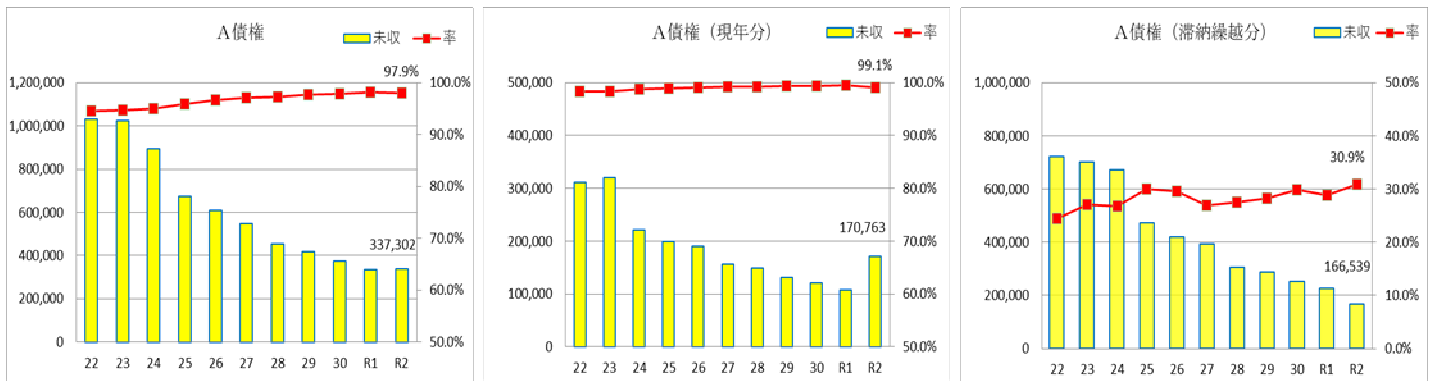
注 生活保護費返還金・徴収金、市営住宅家賃及び共益費については、2種類の債権種別があるが、上記掲載の目標数値等は、合算したもので算出し、目標設定している。

表 3 - 3 強制徴収債権の財産調査及び差押えの目標値及び実績値（単位：件）

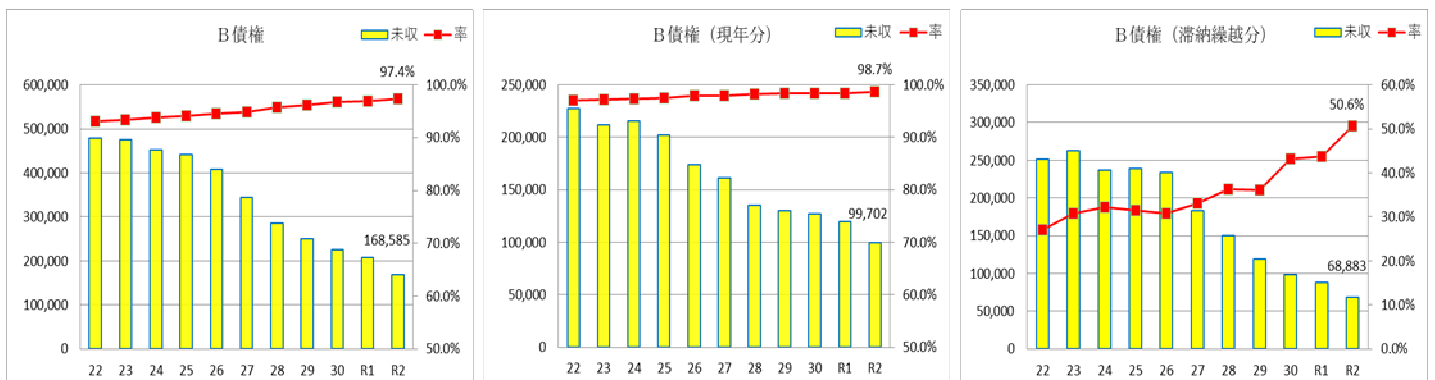
債権名	種別	R1 年度 実績	R2 年度		R3 年度 目標
			目標	実績	
市税	財産調査	4,035	3,500	3,674	4,000
	差押え	879	600	703	800
介護保険料	財産調査	395	430	542	550
	差押え	61	70	74	80
保育所保育料	財産調査	11	15	10	15
	差押え	0	0	0	0
国民健康保険料	財産調査	1,018	900	973	1,000
	差押え	133	100	89	100
後期高齢者 医療保険料	財産調査	33	10	33	30
	差押え	3	3	6	5
下水道事業 受益者負担金	財産調査	0	5	0	5
	差押え	0	1	0	1
下水道事業 区域外流入分担金	財産調査	0	2	0	2
	差押え	0	0	0	0
下水道使用料	財産調査	0	5	1	5
	差押え	0	1	0	1

図1 債権種別ごとの未収額と収入率の推移

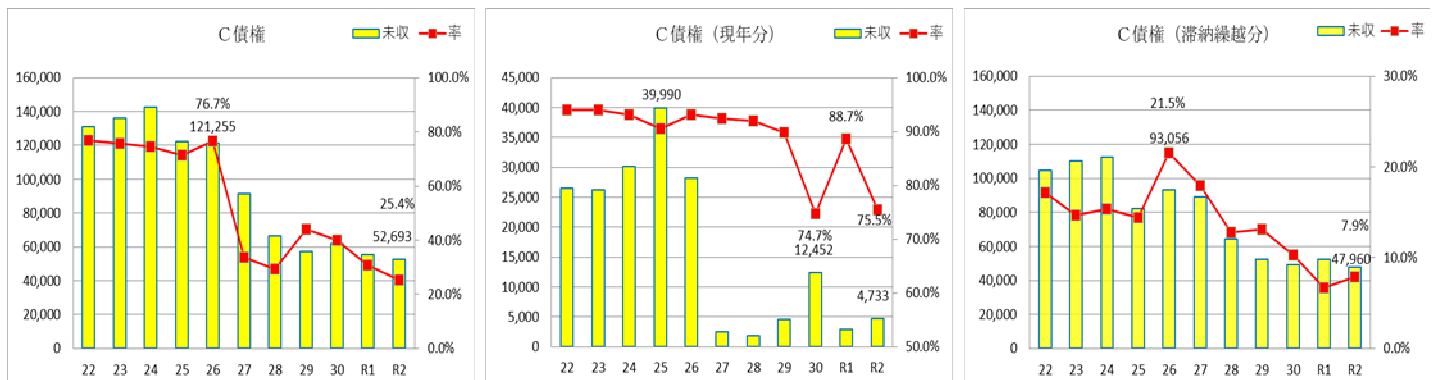
【A債権（市税）】



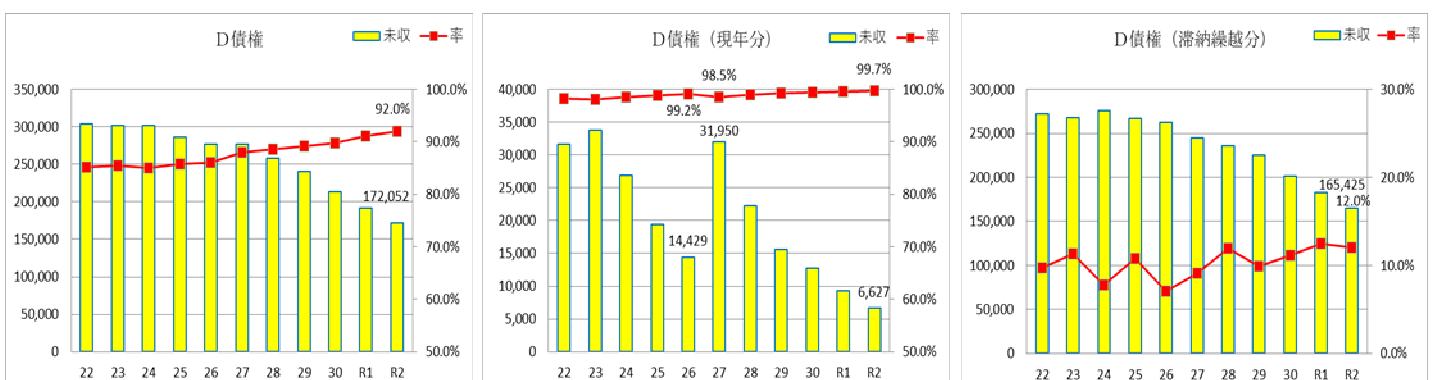
【B債権（強制徴収公債権）】



【C債権（非強制徴収公債権）】



【D債権（私債権）】



※ 市営住宅家賃及び市営住宅共益費は、平成27年度賦課分からD債権で管理している。

参照法令等

〈債権の基礎〉

地方自治法第240条（債権）

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 - 四 電子記録債権法第2条第1項に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権

新居浜市債権管理条例第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- 二 公債権 市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「市税に係る債権」という。）をいう。
- 三 強制徴収公債権 公債権のうち、市税に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- 四 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- 五 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- 六 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

新居浜市債権管理条例第6条（台帳の整備）

市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備しなければならない。

新居浜市債権管理条例施行規則第3条（台帳の記載事項）

条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市の債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所）
 - 三 市の債権の金額
 - 四 履行期限
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の記載内容に変更があったときは、速やかに訂正するものとする。

《公債権関係》

地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法第19条の4の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第7項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 10 第7項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第1項から第4項までの規定

による処分については、裁判所に出訴することができない。

1 1 第3項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

1 2 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

地方自治法附則第6条

他の法律で定めるもののほか、法第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法第18条から第20条まで（第25条の18において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

四 漁港漁場整備法第35条、第39条の2第10項又は第39条の5の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

新居浜市債権管理条例第8条（督促）

市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新居浜市債権管理条例第9条（督促手数料及び延滞金）

市長は、法第231条の3第2項の規定に基づく督促手数料及び延滞金の徴収について、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、新居浜市税賦課徴収条例の例により徴収するものとする。

《私債権関係》

新居浜市債権管理条例第8条（督促）

市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新居浜市債権管理条例第10条（損害賠償金等）

市長は、私債権をその履行の期限までに履行しない者に対して督促をした場合においては、当該債権の額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該

債権の契約に定める割合(契約に定めのない場合は、履行期限の翌日における民法第404条に規定する法定利率)を乗じて計算した金額に相当する損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)を加算して徴収するものとする。

- 2 前項に規定する割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

新居浜市債権管理条例第13条(強制執行等)

市長は、非強制徴収債権について、第8条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令第171条の2の規定により、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第16条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第17条に規定する履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きを執ること。
- 三 前2号に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訴事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

《時効の管理》

地方自治法第236条(金銭債権の消滅時効)

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

民法（時効関係）

第145条（時効の援用）

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第166条（債権等の消滅時効）

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

第167条（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

第168条（定期金債権の消滅時効）

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
 - 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。
- 2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

第169条（判決で確定した権利の消滅時効）

- 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。
- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

《個人情報保護・守秘義務》

地方公務員法（公務員の守秘義務）

第34条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

第60条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条の規定に違反して差別をした者
- 二 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- 三 第50条第3項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

地方税法（税務職員の守秘義務）

第22条（秘密漏えいに関する罪）

地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

《情報の共有》

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（抜粋）

（平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）

2 地方団体における徴収体制の整備

（3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方自治体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

《滞納処分の執行停止・徴収停止関係》

地方税法第15条の7（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。
- 4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。
- 5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

新居浜市債権管理条例第16条（徴収停止）

市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又

は不相当であると認めるときは、令第171条の5の規定により、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

新居浜市債権管理条例第17条（履行延期の特約等）

市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、令第171条の6第1項の規定により、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、令第171条の6第2項の規定により、履行期限後においても、履行延期の特約等を行うことができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金等に係る債権は、徴収すべきものとする。

《債権の放棄》

地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 ～ 九 （略）
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 ～ 十五 (略)

2 (略)

新居浜市債権管理条例第19条(債権の放棄)

市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- 一 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
 - 二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - 三 破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
 - 四 第13条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第15条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
 - 五 第16条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
 - 六 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。
- 2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

《判例・裁判例》

※1) 最高裁判例H15. 10. 10 (平成13年(受)第1327号)
(平成13年5月22日東京高裁の判決を是認。)

水道供給事業者としての地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、自治体と市民との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。

※2) 最高裁判例H17. 11. 21 (平成17年(受)第721号)

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異は無く、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項所定の5年ではなく、民法第170条第1号により3年と解すべきである。

※3) 名古屋高裁裁判例H18. 1. 19 (平成17年(行コ)第34号)

徴税をする地方団体の長は、滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、当該滞納者の税の負担能力(担税力)や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しつつ、他方、徴税行為が区々になり、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量を与えられているものと解される。

※4) 最高裁判例H16. 4. 23 (平成12年(行ヒ)第246号)

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量はない。